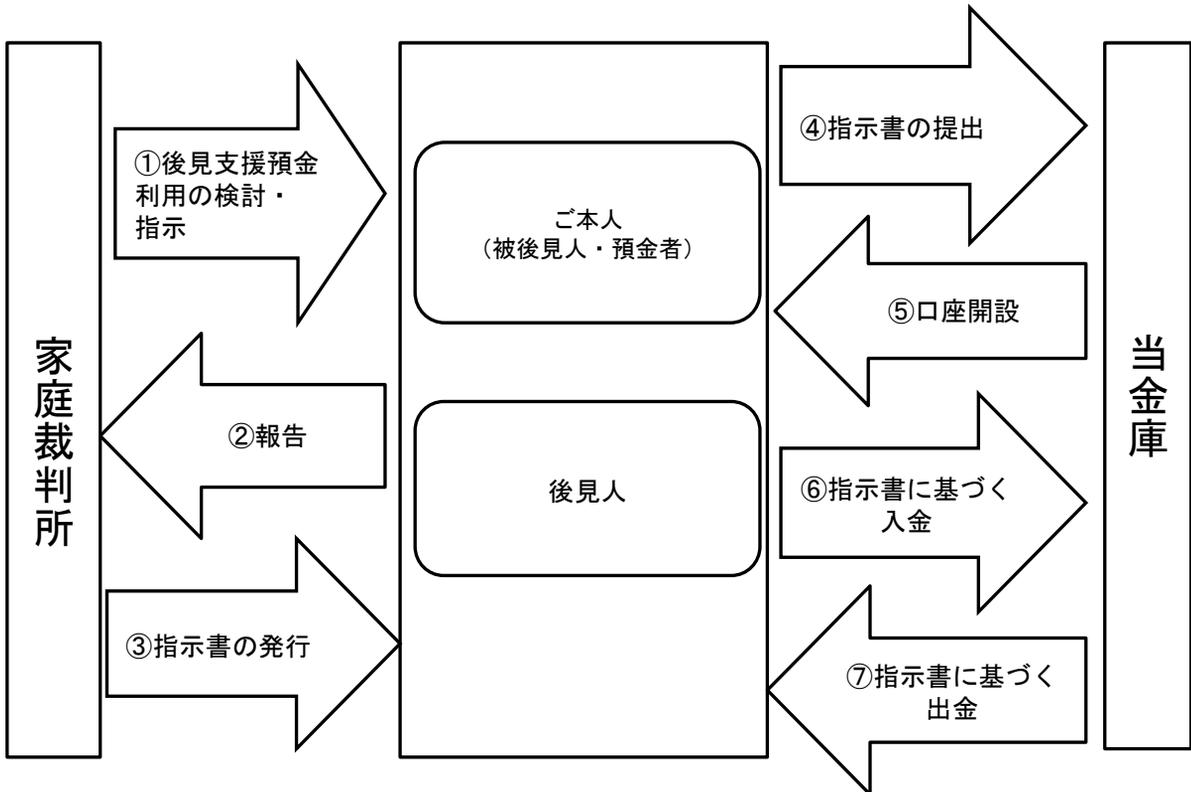


後見支援預金について

後見支援預金とは、被後見人の預金のうち日常的な支払いをするのに必要な金銭は後見人自身で管理し、残額は後見支援預金として家庭裁判所の指示書に基づき別口座で管理するもの（後見人が裁判所の指示書によって利用できる普通預金）。

【後見支援預金のイメージ図】



《口座の特徴》

- ① 「後見支援預金」の名称として、利用できる普通預金であること。
- ② 後見人の届出印と家庭裁判所の指示書に基づいてのみ入出金できること。
- ③ 通帳は発行されるが、キャッシュカードは発行しない。
- ④ 預入金額の制限は無いこと。
- ⑤ 毎月あるいは隔月等に、指示書に指定された金額を指示された口座に提示・定額で送金できること。